



# 組合員だより

第1号 組織部

## 2015秋期闘争勝利!!

### 当局より、

## 給与制度等の見直しについての 協議申し入れ!!

10月23日（金）第50回定期大会が無事終了いたしました。なお、大会の開催報告は別途お知らせします。大会が開催された同日の23日に当局より、『給与制度等の見直しについて』として3点の協議申し入れがありました。内容については下記の通りです。

#### ① 人事院勧告による給与改定について

組合員のみなさまにも、お知らせしていますが本年度の人勧については給料表1級については、2,500円その他については平均1,100円の賃金改定また、一時金については、0.1ヶ月引き上げる内容がありました。このことについて、国家公務員では臨時国会にて改正法案が閣議決定する予定でしたが、報道等で取り上げられているよう臨時国会開催が見送られている状況です。このことに対し本町においても、国家公務員の動向を踏まえ改定するという内容です。

現段階では、国が遡及すれば町も参酌するとの回答を得ています。昨年度の『給与制度の総合的見直し』時に継続協議となっている役職加算の復活を含め今後協議を行っていきます。

#### ② 人事院勧告による勤務時間について

本年度の人勧では、フレックスタイム制について勧告がありました。これは現在当町で施行している変則勤務より、大きく勤務体制を変更できる内容となっています。理事者よりは、国等の大きな組織では人員が多く実施できるが、当町においては馴染まない制度として、本秋期闘争では導入しないことで協議申し入れがありました。組合側としても、当初より職場の混乱を危惧していた

経緯があります。今後予定している職場オルグにて、組合員みなさまの声を、聞き取り協議をすすめていきます。

### ③ 人事評価制度導入と試行について

本制度については、これまで組合のみなさまにもお知らせしたところですが、

今回当局よりの申し入れ内容としては、来年度4月1日からは管理職を対象として試行する。また試行のため賃金反映は実施しないという内容ありました。

また、以下について総務課長と確認してきました。

- ・今後のスケジュールとして

1～2月 評価者研修・被評価者研修

4月1日 管理職を対象に試行

- ・評価者が誰でも同じ評価になるような制度にする。そのため研修・または制度検証が必要なため、管理職による試行が必要である。
- ・人事評価制度については、要綱で整理する。その他必要な条例の改正等があれば3月議会に図る。
- ・素案が出来れば、組合側に早期に提示する。

組合側としても、試行とはいえ4原則（公平・公正、透明、客観、納得）、2要件（労働組合の関与及び参加、苦情解決制度構築）また、本施行時に賃金反映を行わないことを担保とした協議をすすめていきます。

私たちも自治労の代表



活動を通じて政策実現を図っています。

えさき  
たかし  
ブル  
バイ  
ホール

- 1956年 福岡県柳川市(旧三橋町)出身  
1979年 法政大学社会学部卒業後、  
旧三橋町役場入職(現柳川市)  
2004年 自治労福岡県本部 書記長  
2007年 自治労中央本部 労働局長  
2010年 第22回参議院議員選挙で初当選

えさき たかし 検索

自治労の政策要求

- ・地域密着の公共サービスを
- ・持続可能な格差のない社会を
- ・全世代対応の社会保障制度を
- ・男女がともに輝く社会を
- ・地域分散型エネルギー社会を
- ・平和な国際社会の実現を

■所属委員会

当選以来、地方自治・地方行財政や公務員制度改革などを所管する総務委員会、内閣委員会に所属し、民主党内の政策立案に携わる。  
現在、地方・消費者問題特別委員会筆頭理事、総務委員、決算委員、テフレ脱却調査会委員

■議員連盟

立憲フォーラム事務局長、公営競技政策議員懇談会事務局長、消防政策議員懇談会事務局長

平成 27 年 10 月 23 日

自治労上富良野町職員組合

執行委員長 辻 秀人 様

上富良野町長 向山富夫



### 給与制度等の見直しについての協議についての申し入れ

日頃から、協働のまちづくり推進をはじめ町政の振興、発展につきまして、格別のご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、貴職も既にご承知のとおり人事院においては、国家公務員給与が民間給与を下回り月給の引き上げなど民間準拠の勧告と、勤務時間に関する勧告がなされたところです。

つきましては、次の事項について協議の申し入れをいたします。

#### 記

##### 1 人事院勧告による給与改定について

本年度の人事院勧告の取り扱いについて、国においては今後、閣議決定し、(臨時)国会に人事院勧告内容に沿った必要な法律改正案を提出する予定であります。

本町としては、勧告内容及び国家公務員給与等を参照して給与等を決定し、これに伴う必要な給与条例の一部改正措置を、閣議後に速やかに(臨時)町議会に提案していきます。

##### 2 人事院勧告による勤務時間について

人事院により本年度「勤務時間に関する勧告」がされましたら、フレックスタイム制については、本町の勤務体制の状況などから、早急な導入は考えておりません。

##### 3 人事評価制度の導入と試行について

平成 26 年 5 月 14 日地方公務員法改正により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が規定され、平成 28 年 4 月 1 日からの導入・運用が義務付けられました。

上富良野町においても人事評価制度を規定し、平成 28 年 3 月までに必要な条例等を制定・改正し、平成 28 年 4 月 1 日から試行していきます。

(総務課 総務班)